

北九州市農業委員会
第26回東部部会会議（令和7年度9月部会会議）議事録

1 日 時 令和7年9月10日（金）午前10時00分～午前10時16分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 10名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
柳 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	清 水 正 人
澤 水 理 佳	稲 光 進		

農地利用最適化推進委員 19名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
村 田 堯	平 林 秀 美	酒 井 一 生	古 田 仁 重
瀬 戸 克 哉	木 村 博 美	大 下 治 三	黒 崎 隆 博
河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二	

・欠席委員

農地利用最適化推進委員 1名 村 田 紘

4 事務局出席者

福 田 事務局長	池 永 次長	田 上 係長	吉 田 主任
岩 本 主任			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第139号	非農地証明願について	4件
報告第140号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第141号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第142号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	9件
報告第143号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件

【議 案】

議案第64号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第65号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第66号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について	20件

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和7年度第26回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは議案書の9ページをお開きください。議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。

なお、第1項の譲受人の委員は、議事参加の制限を受けますので、退席を求めます。

(委員 退席)

部会長

それでは、第1項、門司区大字吉志地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第64号第1項について、譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大するもので、大字吉志の申請地において、ぶどう栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項 各号には該当せず、許可要件を十分に満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、譲受人の委員の入室を認めます。

(委員 入室)

部会長

それでは、議案の審議を続けます。第2項、小倉南区朽網地区担当の川江委員、報告をお願いします。

川江委員

議案第64号第2項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、大字朽網の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第64号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第2東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

申請地は、上下水道が埋設されている沿道に接し、おおむね 500m以内に2つ以上の医療施設があることから、第3種農地です。建築面積が約 10 坪の農業用倉庫を新築し、残りは駐車場と作業場として、転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 65 号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の 13 ページをお開きください。議案第 66 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による決定について」は、実質的には、従来の利用権の設定と同様です。

法律改正により、必ず機構を経由することとなり、出し手が機構に貸し渡して、それから機構より受け手が借り受ける流れとなっています。何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 66 号は、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、27 番大下委員と 28 番黒崎委員です。よろしくお願いします。

そのほかで何かございませんか。ほかになければ、これで、令和 7 年度第 26 回東部部会会議を閉会します。